明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二七六）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二四〇九）　三
○肥料の名称並びに輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**二四一〇）　八
○肥料の登録が失効した件（**同**二四一一）　八
○二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（**国土交通**八一七）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一六一～一六六）　一〇
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一六七～一七〇）　一〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**一五二、一五三）　一〇

〔人事異動〕

外務省　財務省　海上保安庁　一〇

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇

〔公告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他　三〇

告示

○財務省告示第二百七十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年八月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第三回	六千三百二十四万円	六千三百十六万四千四百二十四円
〃	第四回	三千三十万円	三千二十七万三千四百五十四円
〃	第五回	七千六十一万円	七千五十四万二千四百九十六円
〃	第六回	二千六百九十一万円	二千六百八十八万二千四百十二円
〃	第七回	一億二千百九十九万円	一億二千百七十八万五千九百二円
〃	第八回	一億九千八百四十五万円	一億九千八百十万二千百四十四円
〃	第九回	九千三十八万円	九千十八万五千五百八十四円
〃	第十回	一億七千三百九十一万円	一億七千三百四十六万六千五百九十八円
〃	第十一回	二億三千二百万円	二億三千百五十一万九千四百二十六円
〃	第十二回	八千六百五十四万円	八千六百三十七万四千五百二十六円
〃	第十三回	二億二千四十四万円	二億二千八万八千七百三十円
〃	第十四回	一億八千四百十三万円	一億八千三百八十二万千九百二十八円
〃	第十五回	一億二千九十八万円	一億二千八十万六千五百八円
〃	第十六回	一億三千四百六十四万円	一億三千四百四十五万七千六百五十八円
〃	第十七回	一億四千九百二十六万円	一億四千九百五万七千八百五十四円
〃	第十八回	一億二千九百五十一万円	一億二千九百三十二万四千二百七十四円